第百十八条第１項中「同規則第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足改訂版」に改める。

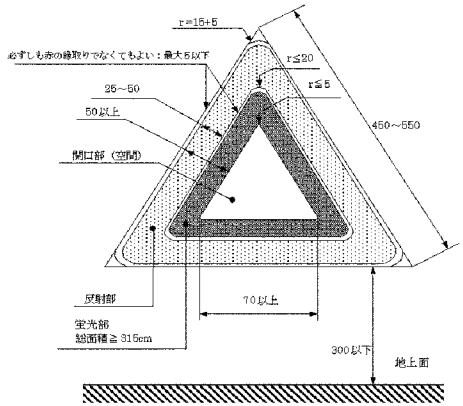
第百二十条第１項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第九項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版5.3.1.1.」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版5.3.2.1」に、「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」に改める。

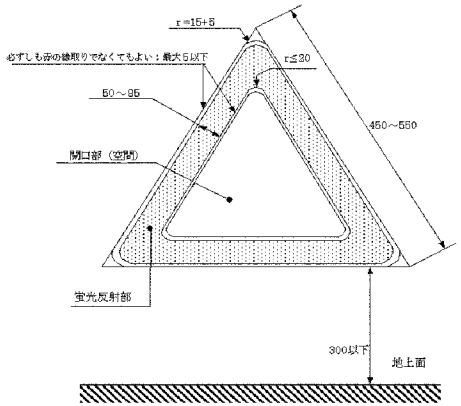
第百二十五条第１項、第百二十六条第五項及び第百三十二条第１項中「文字及び三角形以外の形」を「三角形以外の形状」に改め、「この場合において、Ｏ、Ｉ、Ｕ又は８といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。」を削る。

第百三十四条第１項中「尾灯と兼用の制動灯」を「尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯」に改め、「尾灯のみ」の下に「又は後部上側端灯のみ」を加え、同条第三項中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に改める。

第百三十九条の１第三項中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に改める。

第百四十四条第１項中「けい光」を「蛍光」に改め、同項第１号中「けい光部」の下に「又は中空の正立正三角形の蛍光反射部」を加え、同号の図を次のように改め、同項第四号中「反射光及びけい光の色は、赤色」を「反射光の色は赤色であり、かつ、当該停止表示器材による蛍光の色は、赤色又は橙色」に改める。



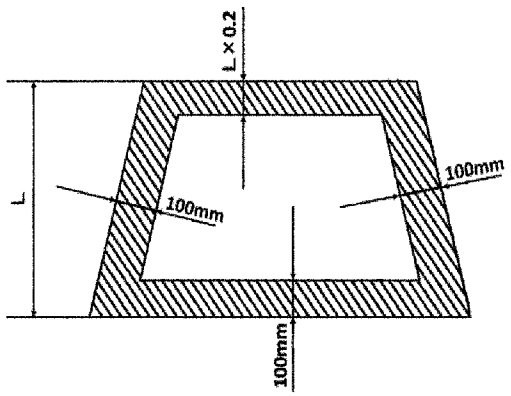




第百九十五条第五項第１１号ロ②中「以下「試験領域Ｉ」という。」を削り、同項第四号ロ中「及び⑵」を「から⑷まで」に改め、同条第五項第四号ロ⑴中「曇りを防止する機器」の下に「のうち、試験領域Ａに埋め込まれたもの」を加え、「試験領域Ｉに埋め込まれた場合にあっては」を削り、同号ロ②を⑷とし、④の前に次の②及び③を加える。

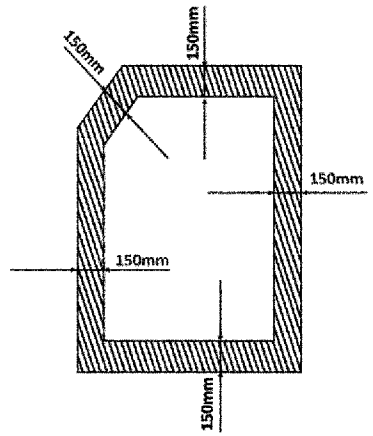
⑵　窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に埋め込まれたものにあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.5㎜（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜）以下であること。

⑶　窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Ｉに埋め込まれたものにあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

第百九十五条第五項第八号の図を次のように改める。




【前面ガラスの例】




【側面ガラスの例】

第百九十六条第１項中「同規則第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足改訂版」に改める。

第百九十八条第１項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に改める。

第二百三条第１項、第二百四条第五項及び第二百十条第１項中「文字及び三角形以外の形」を「三角形以外の形状」に改め、「この場合において、Ｏ、Ｉ、Ｕ又は８といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。」を削る。

第二百十二条第１項中「尾灯と兼用の制動灯」を「尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯」に改め、「尾灯のみ」の下に「又は後部上側端灯のみ」を加え、同条第三項中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に改める。

第二百十四条第１項中「けい光」を「蛍光」に改め、同項第１号中「けい光部」の下に「又は中空の正立正三角形の蛍光反射部」を加え、同号の図を次のように改め、同項第四号中「反射光及びけい光の色は、赤色」を「反射光の色は赤色であり、かつ、当該停止表示器材による蛍光の色は、赤色又は橙色」に改める。

